

北九州地区労連ニュース

2017年11月号 No. 133

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
 ホームページ http://www.geocities.jp/k_roren/



雇用政策課に対する要請行動に26人が参加しました

設計労務単価問題、公契約条例制定、嘱託職員の雇用継続、長時間労働の解消などを要請 10・27秋季年末闘争の前進をめざす地域総行動を展開

北九州地区労連は、10月27日(金)北九州地域の労働者の要求前進をめざし、主要駅での宣伝行動や北九州市・教育委員会、商工会議所への要請に取り組みました。

駅頭の宣伝では、「安倍政権が大企業や富裕層を優遇し、アベノミクスで大企業は、巨大な利益を上げ、内部留保も過去最高を更新しても労働者に還元されるところか、非正規を増加させている実態」など市民に訴えました。

9時からは、小倉北生涯学習総託校では、衛生管理に不安が合センターに24人が結集し、行。委託校を見学に行ったが掃除の意思統一集会を行いました。教育委員会に指摘したが改善されない。委託業者は、衛生管理を分かっている。北九州市と教育委員会の要請には26人、北九州商工会議所には10人が参加しました

9時45分から北九州市に対し、最初に福建労から「公共工事の設計労務単価が4割上がったが末端までいきわたっていない。上位企業の利益になって労働者の改善につなげていない。直方市では、公契約条例制定が制定され、労働者の賃金改善につながり、会社も評価している。北九州市としても研究しているが条例制定実現につなげてほしい」と訴えました。



民間委託を中断し検証をすることを訴える
 出口学嘱労委員長

学嘱労からは、「学校給食嘱託員は、毎年不安を持って働いている。直営校14校が委託されれば200人のパートが失業する。委託校では、衛生管理に不安が合センターに24人が結集し、行。委託校を見学に行ったが掃除の意思統一集会を行いました。教育委員会に指摘したが改善されない。委託業者は、衛生管理を分かっている。北九州市と教育委員会の要請には26人、北九州商工会議所には10人が参加しました



商工会議所要請で要請書を読み上げる
 平安福建労書記次長

▼この先が、明るい未来か、暗黒の未来かは、私たち一人一人の思いを束ねた運動を「あきない」まま取り組み続けられるのかがカギのような気がする。

▼秋もあと少し。読書・スポーツ・旅行など「文化」に親しむ時間は、これまでの自分を見つめ直し、心と身体をリフレッシュができる時間。

▼「師が走る」ほど忙しくなる年末。来年は「おかしことはおかしい」と、犬のように吠え続けられるように、今から体調管理に気をつけていきたい。

(山)

雨あがり

11月。近年「春夏秋冬」とお店にかかる木札のとおりの気候だったが、今年は久々に秋めいている。この秋は楽しみましたか？

▼街は、年末のイベント「クリスマス」にむけ、模様替えの最中。もう一つのイベント「お正月」。「もういくつ寝ると・・・」と口ずさむ。

▼世の中にはカウントダウンをするものがたくさんあります。東京オリンピックや世界ラグビー、身近では、スペースワールドの閉園、インフルエンザの到来。技術では、ドローン運送、自動運転。政治では、TPPの発効、残業代ゼロ、働き方改革、消費税増税、憲法改正(改悪)など目白押し

安倍9条改憲NO！ 11.3北九州市民集会に1500名 憲法を生かす全国統一署名に全力を！

安倍内閣は、これまで特定機密保護法、安保法制（戦争法）、共謀罪法と次々に強行成立させ、日本を戦争できる国家へと変貌させようとしています。その総仕上げとして、来年の通常国会において改憲原案を提出し、短期間のうちに国民投票まで実施しようとしています。多くの国民は戦争への道を望んでいません。世論調査でも憲法九条が果たした平和への役割を認め評価しています。

このような緊迫した情勢の中、9月8日「安倍九条改憲NO全国市民アクション」がスタートしました。安倍九条改憲阻止に向け、「安倍九条改憲NO！憲法生かす全国統一3000署名」が提起され、3000万署名を成功させる取り組みと合わせ、全国的に「安倍改憲NO！ 11.3集会」が呼びかけられました。この呼びかけにこたえ、国会周辺の30000人集会をはじめ全国各地で大規模な統一行動が展開されました。福岡県では福岡市で10000人規模の集会、北九州市では平和をあきらめない北九州ネットが中心となり実行委員会を積み上げ勝山公園芝生広場に15000人の労働者・市民が結集し大きな成功を勝ち取りました。

11月3日、秋晴れの勝山公園芝生広場で開かれた「安倍9条改憲NO！ 11.3北九州市民大会」に、15000人の市民が集まりました。



集会風景 地区労連ののぼり旗も参加しています

集会は、平和をあきらめないネットの服部弁護士のおいさつで始まり、ラップパフォーマンスで「安倍改憲NO！」を連呼し、野党共闘を発展させようと日本共産党田村衆議院議員、社民党森本市会議員があいさつされ、「ここからでも来い3000万署名」の寸劇（Q&A）など多彩で充実した集会でした。集会で訴えられたカンパは、157,304円が集まりました。集会終了後、北九州のうたこえの仲間のコーラスに送られ小倉駅前まで「安倍改憲NO！」「日本を戦争する国にするな」などシュプレヒコールをしながらパレードを行い、通行中の市民の皆さんから多くの激励が寄せられました。

北九州地区労連は、市民大集会成功のために集会参加はもとより、パレードを整然と行われるよう、要員36人を確保し、行進要員やニュースカーのアナウンス要員など配置し、成功の一翼を担いました。



集会が終わり、小倉駅前までのパレードに700人が参加

城野遺跡公園を作ろう！ 市民集会に参加しました

11月5日（日）14時から小倉北区ムーブ大ホールで「城野遺跡の現地保存を進める会」が、市民講演会を開催しました。講演会は今回で7回目の開催となり、250人の参加者に「城野遺跡公園」を作ろうと夢と感動を与えてくれました。

は、子どもの石棺の発掘調査記録の動画「朱塗り石棺の謎」を見て感動したからと話され、1800年間守られてきた城野遺跡を1800年後の人々に伝えていけるのかどうか問われていると、古墳と城野遺跡への想いをこめた素敵な歌とトークで大いに盛り上がりました。会場から大きな拍手が巻き起こりました。

座談会では、この3人に市民も加わり、絶妙な司会進行で城野遺跡公園の実現に向けて確信が深まりました。

高倉洋彰氏は、「遺跡をまもる保存から活用へ」と題して福岡県内の遺跡の保存・活用の実態に触れながら、北九州市の弥生時代像があまりわかっていないこと、城野遺跡の重要性と遺跡公園として保存活用する意義、そのための市民の理解と協力の必要性を秋田市地蔵田遺跡を例に上げながら語られました。近藤秀夫氏は、「城野遺跡残さんでどうする？」と題して長年にわたり遺跡の保存・保護に関わって来られた立場から「遺跡を残す」とは？を切り口に、城野遺跡について「道路建設など当初の計画を中止して、『史跡』として整備された遺跡もある、城野遺跡もその一つに加えたい」「この遺跡、残さんでどうする」と訴えられました。古墳シンガーまりこふんさん

最後に、ギターを伴奏に参加者全員で、1800年前の城野遺跡の弥生の人々を想いながら「ふるさと」を歌いました。今回の集いに参加して、城野遺跡を守り、遺跡公園として北九州の財産として残さなければと思いました。



座談会で城野遺跡公園の必要性がよくわかりました

**学嘱労 確定闘争終結
賃金引上げ、休暇制度の改善などで前進回答**

直営校の存続と雇用の継続実現を！

今年の賃金改定闘争では「民間委託反対・雇用の継続」と「労働条件の改善」を求めてたたかいました。

10月4日の教育委員会要請から始まり、本格的に10月25日からは教育委員会での勤務終了後からの座りこみ9日間、総務市民企画局への要請、教育委員会要請2回、市庁舎・北区役所職員に向けての早朝ピラ配布2回、街頭宣伝、総決起集会

への参加など連日の行動に組合員が団結して、のべ約500人の行動参加で今季の確定闘争は11月14日に終了しました。

最後の団体交渉で、数年来の要求であった本人がノロに罹患した場合に、「60%の補償とノロによる欠勤は一時金からの減額対象にしない」ことを勝ち取ることができました。これは2年がかりで解決した事項で、衛生管理の厳しい給食現場では、大きな成果と言えます。

教育委員会要請では学嘱労の呼びかけに快く駆けつけて反対の声をあげてくださった「北九州地区労連の組合員・新婦人の会」のみなさんから心強い応援をいただきました。

ここまで要求前進することができたのは、1万を超える署名を提出できたことや、組合員の団結した行動、地区労連に結集する組合員、新婦人のみなさんの応援をいただけたことが大きかったと思います。

賃金・労働条件で前進回答を引き出しました

民間委託・雇用継続問題では賃金改定最終回交において、「行財政改革は全面委託する計画だが、委託業者からの話では人員不足を聞いている。平成30年度のすべての委託は困難と思っ

ている」と部長からの発言を引き出すことができ、「平成30年度に特別支援校7校を除く小学校の全面委託完了」は阻止することができました。しかし何校残せるかはこれからです。

学校給食の質を保持するためにも、私たち嘱託員が働き続けるためにも、これ以上の民間委託を許すことはできません。

賃金・労働条件で前進回答を引き出しました

雇用の継続問題は、交渉継続

委託問題の交渉に全力

民間委託・雇用継続問題では賃金改定最終回交において、「行財政改革は全面委託する計画だが、委託業者からの話では人員不足を聞いている。平成30年度のすべての委託は困難と思っ

賃金改定交渉が終わり、さっそく委託・雇用問題についての交渉が始まります。拡大事務折衝が開かれ、翌日には教育委員会要請と行動は続いています。

賃金・労働条件面では、当初は、臨時職員は1日100円の賃上げ、4時間・6時間パートについては賃上げなしという厳しい提案ですが、最終的には臨時

民間委託・雇用継続問題では賃金改定最終回交において、「行財政改革は全面委託する計画だが、委託業者からの話では人員不足を聞いている。平成30年度のすべての委託は困難と思っ

民間委託の発表はこれからです。直営校存続で働き続けることができるよう学嘱労は団結して頑張ります。今後とも協力をお願いします。



雇用の継続を求めて教育委員会に要請

**平和をあきらめない北九州ネット第3回総会に参加しました
安倍改憲NO！3000万署名に全力取り組むことを確認**

平和をあきらめない北九州ネットは、11月19日第3回定期総会を北九州市生涯学習総合センターで開催し70人が参加しました。

北九州での目標を25万筆とすること。署名集約運動の賛同団体、賛同人を1000人集めること。阻止するためにできることは何でもやりたい。」と、署名運動の成功に向けた決意がのべられ、参加者からの質疑などを経て満場一致で確認されました。

総会は、前田副代表の挨拶、纈纈厚氏の講演の後、池上事務局長から経過と方針が提案されました。池上事務局長の提案は、「安倍改憲NO！全国市民アクション」が提起している3000万署名運動に積極的に参加すること。

北九州地区労連も、3000万署名運動の取り組みに積極的に参加します。ご協力をお願いします。

当面の日程

- ◆11月30日(木) 18時30分～
北九州春闘共闘会議準備会 北九州地区労連事務所
- ◆12月 2日(土) 14時～
憲法共同センター総会 ムーブ大セミナー室
- ◆12月 3日(日) 14時～
争議団共闘&地域ユニオン総会 戸畑生涯学習 2階
- ◆12月 5日(火) 18時30分～
北九州地区労連四役会議 北九州地区労連事務所
- ◆12月10日(日) 10時～
福岡県労連春闘討論集会 第3階成ビル 4階
- ◆12月12日(火) 18時30分～
北九州地区労連幹事会 北九州地区労連事務所
- ◆12月21日(木) 18時30分～
地区労連第72回評議員会 戸畑生涯学習 3階

労働法コラム 第46回

芸能人は労働者なのか？



黒崎合同法律事務所

東 敦子 弁護士

アイドルが事務所に未払い給料の支払いを求めて提訴という記事が出ました。契約から7年は芸能活動ができないと言われて、契約解除も拒まれていたという内容です(11月14日)。少し前にも、出家したということと女優のSさんも契約解除でトラブルになっていました。芸能人は労働者と捉えるべきなのか、雇用関係のない事業主同士の契約(専属マネジメント契約)なのかが争点です。

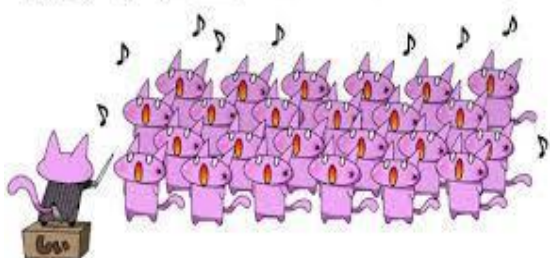
判例は個別事案により判断がわかれています。厚生労働省は昨年(2016年)11月、「芸能人も労働者として扱い、

雇用契約とみなすこともあり得る」という認識を示して「事務所が売り上げのために所属する芸能人を指揮命令して使い、労働者と認定されるケースが相当多い。形式だけでなく実態として判断していく」ということ」という担当者の話もありました。

その一方で、専属マネジメント契約の統一契約書を決めた音楽事業者協会は、芸能人と芸能事務所は支配・従属する雇用関係ではなく、スケジュールや著作権などを一元管理する事務所と対等独立の芸能人との業務提携契約だと説明しています。

芸能人の話は私には関係ない?と思いがちですが、劇場の専属ダンサーとして契約し、毎

振り込んで~♪



日シヨに出ている人、地元のアイドルで活動する人など、案外身の回りにいます。本人も親も「就職が決まった」と話し、労働者のつもりがトラブルになると「労働者」として扱われず、不当な権利侵害が起こり得ます。これからの裁判の行方にも着目していきたいと思えます。

安倍改憲NO! 北九州市民大集会に1500人が結集



国が先頭にたち建設アスベスト被害者の基金制度創設に動け。1027高裁判決で国に7度目の断罪

九州建設アスベスト訴訟を支援する会

会長 土井 善 博 (投稿)

10月24日に言い渡された神奈川2陣訴訟横浜地裁判決に続き、国には7度目の勝利、そして企業の責任も認める判決が勝ち取られました。写真の光景は、本当にうれしい判決であり、原告団・弁護士・支援する会のみんなで喜びあった万歳三唱でした。

全国各地での裁判のたたかいのなかで、東京地裁、福岡地裁、大阪地裁、京都地裁、札幌地裁が国の責任(規制権限の不行使)を認めました。さらに、京都地裁が、企業責任を認め、今回の神奈川2陣横浜地裁判決、神奈川第1陣東京高裁判決ともつながっています。

の労働者のみを保護するものではない。「労働者災害援助法や労災保険が一人親方にも適用されてきた以上、国賠法の保護対象として、一人親方を含めて国の責任を認めるべきである」(働くもののいのちと健康NO73・建設アスベスト訴訟における一人親方問題、水口洋介弁護士)これまでの判決を武器に建設アスベスト問題を政治問題化させる、恒久的救済制度を勝ち取る。この秋から春にかけての労働者の側からの「働きかた改革」国民的な運動の課題でもあります。

法廷外のたたかいとしても、じん肺アスベストキャラバン行動を始めとして、判決を前後しての企業交渉・国・自治体への要請や国会議員要請等が今の到達点につながっていると思います。残されている一人親方への賠償責任。「国が労働者保護のために規制権限を行使すれば、労働者と同じ現場に従事している一人親方は石綿粉じん暴露を受けずにすむ。そもそも、労働関係法令は、厳格な労基法上



7度目の勝利判決を受け、原告団、弁護士、支援者のうれしい万歳3唱